豊かな体験活動推進事業

背景

- ·学校教育法の改正
- (社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動の充実、平成13年7月)
- ・中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」(平成14年7月)
- ・新学習指導要領の実施による体験活動の充実
- (小・中学校は平成14年度から、高等学校は平成15年度から)

体験活動推進地域· 推進校

- ·各都道府県に小·中·高 等学校等を含む推進地域 を指定
- ·命の大切さを学ばせる体験活動について調査研究を実施
- ・各学校の実情やねらいを 踏まえ、他校のモデルとな る先駆的な取組を実施
- ・体験活動を通じた学校種 連携の一層の推進を図る





地域間交流推進校

- ・都市と農山漁村の共生・ 対流に関する政府として の取組等を踏まえ、異な る地域との多様な交流に 関わる体験活動を実施
- ・地域間交流推進校の実践を踏まえ、各都道府県 において開発したプログラムを普及・活用





長期宿泊体験推進校

- ・青少年教育施設・寄宿舎等での長期にわたる集団宿泊等の共同生活を通して、協調性や規範意識、公衆道徳等の育成
- ・行政、保護者や青少年教育施設、NPO等が密接に連携 し、学校の活動を支援





各学校の先駆的な取組 を全国の学校へ普及 各地域の特性を生かした 地域間交流の促進

長期宿泊体験の推進に向けた先駆的取組の実践

各取組の成果を発表するブロック交流会の開催 / 体験活動の実践例を収集した事例集の作成

平成17年度までに全国の学校における7日間以上の体験活動を実現